

平成 19 年 11 月 26 日

「みんそ法」超上級講義の入門の入門の入門

捧 大地

第 2 章 ～証明責任～

第 1 証明責任の基礎

〔設例Ⅱ〕

原告〔X〕は、平成 19 年 11 月 1 日に、被告〔Y〕に対して、1 週間後に返還する旨の約束（返還約束）を取りつけた上で、自販機前で清涼飲料を買う Y に対して、120 円を貸し付けた（金銭授受）。

1 あなたは裁判官です。以下の状況においていかなる判決を下しますか？

（1）設例そのままの陳述のみを X が述べてきた場合。

（2）X が、その場に居合わせた共通の友人 A を証人として法廷で証言させ、A が「たしかに Y は X からお金を借りてジュースを買い、1 週間後までにはお金を返す、と言っていた。」と証言した場合。

（3）上記（2）の状況で、Y は、神様の目から見た真実では確かに全額返していた。しかし、Y が、たかだか 120 円で裁判所まで行くのはばからしい、として、なんらの反論を述べなかった場合。

（4）上記（2）の状況で、Y が「確かにお金は借りたが、全額返済した。」とのみ陳述し、X が「お金はまだ返してもらっていない。」と、述べた場合。

2 証明責任とは？

ある訴えが提起された時、裁判官は、必ずなんらかの判決を下さなければならない¹。

裁判の審理の過程において、ある事実〔X がお金を貸したのか？ Y がお金を返したのか？〕の真偽が、裁判官において、必ずしもその事実の存否がわからない場合が発生する。

しかし、裁判官は、判決を下さなければならない以上、ある事実が存在した又は存在しなかったとの事実認定をした上で²、その認定事実を基にして、法的判断を下さなければならない。

証明責任とは、裁判官が事実認定をするに際し、ある事実の存否を確定できなかった場合において、その事実の存在による自己に有利な法律効果の発生を主張する者が、そ

¹ その昔、「私にはわからない。」と判決を下した裁判官がいたらしい（出典：竜ざき喜助『証明責任論—訴訟理論と市民—』（信山社、1987）高橋宏志『重点講義 民事訴訟法（上）』（有斐閣、2005）459 頁脚注（1）より孫引）。

² この表現は厳密さを欠く。詳しくは前掲高橋『（上）』459 頁脚注（3）参照

の事実が存在しないとの事実認定を受けた場合において、その不利益を甘受しなければならないことを言う。

3 証明責任に関する諸注意

「証明責任」、「裁判官の心証の程度〔立証の程度〕」、「証明責任の分配」及び「証明責任の転換」はそれぞれ違う用語（概念）であるので、まず上記の用語の意味等を説明できるようにすること。初学者〔に限らないが〕はこれらを混同してしまいがちである。

証明責任は、あくまで不動である〔不動如山〕。

第2 安全配慮義務違反における証明責任

1 安全配慮義務違反における証明責任について大きく2つの考え方がある。

(1) 原告〔被害者〕において、安全配慮義務に反する抽象的事実を主張すればそれで事が足りる、とする考え方

(2) 原告において、安全配慮義務に反する具体的な事実の主張までを課し、帰責事由については被告〔使用者等〕に課すとする考え方

2 次に掲げる主張は、上記のどちらの考え方と結びつくか？

- ・社会的弱者である被害者に重い証明責任を課するのは酷である。
- ・なんらかの法的主張をする者が、その法的効果を発生させる事実につき主張するのが、証明責任の当然の考え方である。
- ・安全配慮義務違反関連の事案においては、その証拠等が一方に偏在するのが、常である。
- ・証明責任の分配に関して政策的な配慮をするのであれば、立法〔例：自賠法3条但書〕により施すべきである。
- ・……………（他にも理由を挙げてみよ。）

以 上

<参考文献>

- ・吉井直明「判解」法曹時報37巻6号87頁(1985年)
- ・竹下守夫「判批」民商86巻4号81頁(1982年)
- ・小林秀之「判批」別冊ジュリスト146号〔民訴法判例百選Ⅱ新法対応補正版〕278頁(1998年)
- ・下森定「判批」別冊ジュリスト94号〔新交通事故判例百選〕68頁(1987年)

Special thanks to Paul McCartney(本レジュメ作成中、久しぶりに同『Off The Ground』を聴いた。)